令和５年度 神奈川県業務継続計画(BCP)策定研修　Q&A
入所・入居系

問１　コロナの５類移行後の BCP 上の変更点が、あるのか無いのか知りたいです。

（答）BCP 上の変更点はありません。
制限が緩やかになるため現場としては職員の出勤困難が緩和されると思われますが、計画に制限緩和を盛り込む必要はありません。（回答：感染症.com）

問２　自然災害時の BCP で実際にあった成功例と失敗例が知りたいです。

（答）成功例：近隣の河川が氾濫して床上浸水で１F の腰まで水没したが、夜勤者が１人で垂直避難を行い利用者は全員無事だった。
失敗例：①出勤困難が予想される中、事前対処をしなかった。②消火訓練ならびに避難訓練通りに行動出来なかった。③ライフラインが寸断された場合の備蓄をしておいたが、いざ本番になると使えないものばかりだった。試しに使ってみてから備蓄をすれば良かった。④備蓄食料の消費期限が過ぎていた。（回答：感染症.com）

問３　小規模のグループホームにおいて、職員の人数が数名で、常勤は管理者のみというような場合、体制や役割が特定の者に集中してしまい分担をするのが困難ですが、BCP 上問題ないでしょうか。また、どのように対策を取ればよいでしょうか？

（答）BCP における一番の懸念事項は職員の不足です。例えば店員が不在のコンビニが無いように、職員が不足しないよう応援にいける体制を考えておく必要があります。役割の集中は BCP 上のリスクですが、運営基準や経営面で致し方ない部分は当然存在します。ですので、職員不足と代理の職員でも優先業務は引き継げることが重要です。（回答：感染症.com）

問４　自然災害被災の対策に、車や発電にガソリン等エネルギーを保管したいが、危険物であるため備蓄の仕方に制限があります。取引のある GS に協力を仰ぐにしても、特別扱いが可能なのか？有事にどう備えていくか、アドバイスをいただきたいです。

（答）特別扱いが可能かどうかは GS と直接話をしてみてください。GS も有事の際にライフラインとして重要な役割を担いますので、系列 GS によっても考え方が異なります。ガソリン以外にも備蓄量が増やせる灯油、軽油、カセット式などの燃料も再検討してみてください。また、電池式などの対処も同様です。（回答：感染症.com）

問５　感染症のひな形では新型コロナに限定されているような表記（タイトルを含め）がありますが、一般的な感染症も網羅しているということでよいでしょうか？現在作成中ですが、表題は「新型コロナ」の表記は削除し、「感染症 BCP」にしようと考えていますが、それでよいでしょうか？

（答）名称変更は構いませんが、中身として新型コロナを想定した計画となっているかをチェックされると思ってください。今回は、新型コロナウィルス感染症に限定してくれています。それは感染症には様々な種類があるため、あれもこれも考慮して BCP を作成するのは、福祉事業者には困難であるから

です。また、新型コロナの厳しい制限の中で出勤困難や物資不足を教訓に、今後は現場が混乱しないようにBCPを作る必要があるため義務化されたと判断します。新型コロナをモデルとして計画しておけばインフルエンザ、はしかなど呼吸器感染症は広くカバー出来ると思われます。（回答：感染症.com）

問６　作成後に、周知や教育・訓練を定期的に行うことになります。
変則勤務などで参加できない、優先順位が低くなり会議などで取り上げる時間が無いなど、一部の職員には行き届かない可能性があります。何回か同様の説明をする時間を取る予定ですが、全員が参加できるかは不明です。お勧めの方法や事例などがあれば教えて頂けると助かります。

（答）優先順位が低くなることがリスクです。BCPは倒産や生命に関わることですので、最優先事項です。まずはその意識や認識を変える事からですね。知床の観光船や京都の川下りと同じことが起きる可能性もあります。シフトごとに時間をとってでも周知し、真面目に取り組まないスタッフには厳重注意するぐらいの熱量で取り組むべきです。これをきちんとしなかったのが、いわゆるTVで取り上げられるような「ずさんな管理体制」の事業者です。
年間１００施設以上の衛生評価をしている立場から見ると、出来ている施設と危険な施設はちょっとした日常清掃のレベルでもよくわかります。目先の小さい問題を後回しにしていると、どんどん蓄積して手が付けられない状態になります。施設全体にこのような雰囲気があるのであれば、まずは管理者が熱量をもって利用者とスタッフの安全・安心に真剣に取り組む姿勢を見せ、スタッフ一人一人と話をすべきかと思います。その方が早く確実に共有され、現場からも良い改善案が出てくるでしょう。
（回答：感染症.com）

問７　施設外・事業所外連絡リストや職員緊急連絡網（個人情報）など随時更新が想定される帳票の管理権限の範囲（窓口）は、施設長含め複数管理職に指定した方が効率的でしょうか？特定の一人を指定して更新窓口とすると効率的かもしれませんが、一人に集中することで、その人しか対応できない状態なってしまわないか懸念するところです。BCP策定してからの話ですが、もし効率的な運用の仕方がありましたら御教示頂けると幸いです。

（答）必ず一定期間は担当者になり、更新や研修担当者になるように、担当を順次変えていくルールにされたらどうでしょう。特定の人しか知らない・わからないがリスクになります。その人が退職や、不幸が起きた場合はどうするのか？ということです。（回答：感染症.com）

問８　ひな形が「新型コロナウィルス感染症」をメインに書かれていますが、他の感染症(インフルエンザやノロウイルス等)の対応についても、同じBCP内の項目内に付け加える形で作成するのでしょうか？

（答）今回は、新型コロナウィルス感染症に限定してくれています。それは感染症には様々な種類があるため、あれもこれも考慮してBCPを作成するのは福祉事業者には困難であるからです。また、新型コロナの厳しい制限の中で出勤困難や物資不足を教訓に、今後は現場が混乱しないようにBCPを作る必要があるため義務化されたと判断します。新型コロナをモデルとして計画しておけばインフルエンザ、はしかなど呼吸器感染症は広くカバー出来ると思われます。まずは新型コロナウィルスのBCPを作成されてからインフルエンザやノロウイルスもご検討ください。（回答：感染症.com）

問９　ひな形の「1.4 全体像」の部分ですが、【補足１】の対応フローチャートを施設の内容に沿って編集し、そのまま貼り付けるのでしょうか？

（答）例示ファイルにはそのように記載があります。従ってその通りに作成されてもいいですし、ご自身で別のフローチャート図を作成してもかまいません。（回答：感染症.com）

問 10　給与低減によるメンタル不全に陥らないように、就業規則内での就業制限をみなさんはどのようにされているのか、事例があれば教えていただきたいです。

（答）社労士など専門家に相談して規定するのが良いかと思います。事例は傷病手当等で基本給の60％程度の補助です。（回答：感染症.com）

問 11　BCP の提出を求められたとき、訂正や修正の指示が出ることはありますか？

（答）監査や実地指導の際に、明らかな不備があった場合は指摘を行う場合があります。その際は、改善を行っていただくようお願いいたします。（回答：神奈川県）

問 12　職員の緊急連絡網を作成したいのですが、個人情報になるため各々同意書のようなものを職員から得る必要があるのでしょうか？悩んでおります。

（答）悩まれるのでしたら職員に事情を説明し、同意を得れば良いかと思います。同意書は書面で残しておくことですが、きちんと説明をされて理解を得ることが大事な事ではないでしょうか。
（回答：感染症.com）

問 13　緊急時には、職員総出で対応することを想定しております。そうなると、労働基準法や勤怠管理などもやっている状況になくなってしまうことと想定しております。
本当に有事の際は、勤怠管理の優先順位を下げたり、あるいは勤務間インターバルを無視すべきと考えておりますが、お考えをお聞きしたいです。

（答）職員総出ですと同じ時間帯に集中することに繋がりませんでしょうか。入所施設でしたら 24 時間の中で勤務を割り振るわけですから、まずは出勤出来る方の総数とその割り振りを調整することになると思います。また、有事の際でも勤怠管理は怠れません。きっちりと管理しなければ給与で不満が噴出する恐れがあります。
勤務中の休憩時間などの割り振りが通常と異なることは想定されますので、そこは研修を通じて職員から理解を得ておくべきです。休みが無く勤務が続くと職員の体力や気力を奪う可能性がありますので、その点も配慮した調整が求められると思ってください。（回答：感染症.com）

以上